

大垣ミナソフトボールクラブは、2013年度より公益財団法人日本ソフトボール協会女子日本ソフトボールリーグへ新規に加入し、スポーツを通しての絆づくりなど、地域の活性化を目的として活動しています。「大垣ミナソフトボールクラブを育てる会」では、スポーツを通して、地域に愛され、地域に貢献するクラブをめざす大垣ミナソフトボールクラブの活動を支援していきます。

第1条【名称】

この会は、大垣ミナソフトボールクラブを育てる会(以下、「本会」という)と称する。

第2条【事務局】

本会の事務局は、大垣ミナソフトボールクラブ事務局内に置く。

第3条【目的】

本会は、大垣ミナソフトボールクラブが地域の市民に愛され親しまれるクラブチームとなるように継続的な支援活動を展開し、併せて西濃地域におけるソフトボールの健全な発展とスポーツ振興をはかることを目的とする。

第4条【事業】

事業は次の通りとし、活動資金は、会費・助成金・寄付金・その他の収入により賄う。

- (1) 大垣ミナソフトボールクラブの活動に関する支援活動事業
- (2) 大垣ミナソフトボールクラブの活動の広報・宣伝に関する事業
- (3) 会員相互の親睦をはかる事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条【会員】

本会の会員は次の通りとし、住所が日本国内にある者に限定する。

- (1) 本会の目的に賛同して入会した個人。ただし、当該申込時点で入会申込者が18歳未満である場合は、その保護者の同意を必要とするものとする。
- (2) 本会の目的に賛同して入会した団体(自治体、非営利法人を含む)
- (3) 本会の目的に賛同して入会した企業(営利法人)

第6条【会費】

- (1) 会費は、法人・団体会員は年間103万円以上、個人会員は年間103千円とする。また、法人・団体対象の特別会員として、次のカテゴリーを設けて会費を徴収する。
ゴールド会員：30万円、シルバー会員：20万円、ブロンズ会員：10万円
- (2) 入会金は徴収しない。
- (3) 脱会時の会費の返還は行わない。
- (4) 事業年度の途中での入会者は、当該年度の会費を全額納入するものとする。
- (5) 特別事業については、都度出席者より会費を徴収し、これに充当することがある。

第7条【入会】

- (1) 入会を希望する者は、本規約の内容を承諾の上、年会費を添えて入会申請を行い、本会が入会を認めた者とする。
- (2) 入会承認後、会員が各号のいずれかに該当し、あるいは該当していたことが後に判明した場合、本会はその会員登録を抹消することができる。またいずれの場合も年会費は返却しないものとする。
 - 1 入会申込内容に虚偽の記載がある場合
 - 2 会費を1年以上滞納した者
 - 3 本会の名誉を著しく毀損した場合
 - 4 入会申込者が以下に該当する場合
 - ・暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(1991年5月15日 法律第77号)第2条の暴力団、またはこれに類する反社会的団体(以下「暴力団等」といいます)に所属する者(以下「暴力団員等」という)
 - ・暴力団員等ではなくなった時から5年経過しない者
 - ・暴力団等および暴力団員等と組織上、または業務上の関係を有し、もしくは当該関係を有する団体に所属する者
 - ・暴力団員等に対し資金その他の便益を提供する者、または暴力団員と社会的に相当と認められない密接な関係を有する者
- 5 本規約に違反した場合

6 その他、会員として不適当であると本会が認めた場合

第8条【役員】

(1) 役員は次の通りとする。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 理事 若干名
- 監事 若干名

- (2) 本会の役員には、上記の他に若干名の名誉会員と顧問を置くことができる。名誉会員および顧問は、会長が推薦し理事会が承認するものとする。
- (3) 本会は事業を円滑に遂行するため、事務局を設置し事務局長と若干名の幹事を置く。

第9条【役員選出】

- (1) 会長は理事会の互選とする。
- (2) 副会長は理事の中から会長が選任する。
- (3) 理事・監事は会員の中から選任し、総会において承認する。
- (4) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- (5) 事務局長と幹事は理事会にて選任する。なお他の役員との兼任は妨げない。

第10条【役員職務】

- (1) 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時または欠けた時、その職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、会務を処理する。
- (4) 監事は事業および会計を監査する。
- (5) 事務局は本会の事業の執行と会計事務を行う。

第11条【会議】

- (1) 会議は、総会・理事会・事務局会議とする。
- (2) 総会は年1回、会長が招集し、理事および監事の選出を行い、決算・事業報告および、事業計画・予算案の審議を行う。
- (3) 臨時総会は必要に応じて会長が招集する。
- (4) 総会の議長は会長が務める。
- (5) 理事会は年1回定期または臨時に開催し、重要事項を審議・決定する。
- (6) 事務局会議は事務局長と幹事にて構成し、適宜開催して諸事項を執行する。

第12条【事業年度】

本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。事業年度が終了した時は、事務局は速やかに監事に会計監査を受け、会計報告をしなければならない。

第13条【細則・他】

本会則に定めのない事項および必要な細則は、理事会にて決定しこれを定める。

【附則】

本会則は、2013年8月21日より施行する。
一部改正 2014年9月10日より実施する。
一部改正 2017年12月1日より実施する。
一部改正 2018年12月1日より実施する。
一部改正 2020年12月1日より実施する。

みんなてミナモ
応援しよう!



©岐阜県

入会方法

左のはがきに必要事項を記入し、切手を貼って投函してください。また、事務局に直接持参していただいたり、ホームページ「育てる会」専用サイトからお申し込みいただいてもかまいません(メールでも可)。その後、大垣ミナソフトボールクラブ事務局から、年会費の払込用紙が届きます。払込用紙を使用して年会費をお支払いいただくと、入会完了となります。

お問い合わせ

大垣ミナソフトボールクラブを
育てる会 事務局

TEL:0584-71-6376
(平日9:00~17:00)

Email: jimukyoku1@oogaki-minamo.jp

大垣ミナソフトボールクラブ

検索

岐阜県大垣市小野4-35-10
ソフトピアジャパン・アネックス
413B号室
大垣ミナソフトボールクラブ
を育てる会 事務局 行

このはがきに
貼る切手

5030803

郵便はがき